

## 出入国在留管理政策懇談会（第10回） 議事録

開催日時：令和7年11月28日（金）  
午後3時00分から午後4時53分まで  
於：法務省7階共用会議室6・7

### [出席委員]

野口座長、岡部委員、加藤委員、川村委員、清田委員、近藤委員、四方委員、富高委員、堀内委員、増子委員、ロペズ委員、結城委員

### [出入国在留管理庁側出席者]

丸山長官、内藤次長、加藤審議官、君塚審議官、儀部出入国管理部長、福原在留管理支援部長、白井総務課長、菱田政策課長、伊藤在留管理課長、中嶋在留支援課長、松野出入国管理課長、東郷警備課長、武藤審判課長、安東在留企画参事官

## 1 開 会

○事務局 定刻でございますので、これより出入国在留管理政策懇談会第10回会合を開催させていただきたいと思います。

本日は御多忙のところ、本懇談会に御出席いただきありがとうございます。

第10回会合の議題は、前回から引き続き出入国在留管理政策懇談会報告書（案）についてでございます。

配布資料につきましては、報告書（案）及び事前に各委員の皆様から御提出いただきました御意見の2点でございます。お手元のタブレット端末から御覧いただけます。

閉会は17時とさせていただきます。

本日、岡部委員、清田委員、富高委員、ロペズ委員及び結城委員におかれましては、オンラインで御出席いただいております。また、明石座長代理、片岡委員、佐久間委員、佐野委員におかれましては、御欠席でございます。

それでは、これ以降の議事の進行を野口座長に行っていただきます。野口座長どうぞよろしくお願ひします。

## 2 出入国在留管理政策懇談会報告書（案）について

○野口座長 座長の野口でございます。委員の皆様には、本日も御多忙の中、会場にて、又はオンラインにて御出席いただいておりますこと、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

さて本日は、前回に引き続き出入国在留管理政策懇談会報告書（案）について御議論いただきます。

議論に入る前に、まず議事の取扱いについて確認をさせていただきます。

前回会合でも御了承を頂いておりましたが、今回の会合においても、報告書の案文と委員の皆様から事前に御提出いただいた御意見については原則として非公表とし、会議の議事録については、本懇談会の報告書が公表された後に、前回第9回会合の分とともに公表することとしております。

このような取扱いとさせていただいてもよろしいようでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、報告書（案）についての説明に入ります。

まず、今回の報告書（案）の作成に当たりましては、各委員から様々な御意見、御議論、御協力を頂きまして本当にありがとうございました。今回、事務局からの御説明につきましては、少し長めに時間を取らせていただいております。私の方からは事前に事務局の皆様に、説明に当たっては、前回の会合からの変更点、そして本日の会合において議論をしていただきたい点を中心としながら、報告書（案）の説明をしていただくようお願いを申し上げております。

今回案としていただいているものは、第9回会合での御議論等を踏まえ、私と事務局で相談の上、修正案としてまとめさせていただいたものになります。できるだけ多く皆様の御意見を反映するようにしつつ、他方で、委員間でバランスの取れたものになるようにも努めています。この修正案は委員の皆様には事前にお送りしているもの、また、その際、更に御提出いただいた委員のコメント、御意見等につきましても、事務局から委員の皆様に送付をしていただいているものと承知しております。これらにつきましては机上のタブレット端末でも御確認いただけますので、そちらも適宜御参照ください。

それでは、報告書（案）について、菱田政策課長から御説明をお願いいたします。

○菱田政策課長 政策課長の菱田でございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の議題、出入国在留管理政策懇談会報告書（案）について説明させていただきます。

出入国在留管理政策懇談会報告書（案）につきましては、第9回会合において委員の皆様に御議論いただきましたので、それを踏まえた修正案を作成させていただきました。

配布資料におきまして、第9回会合時点からの修正点を赤字でお示ししております。また、前回までの政策懇談会における報告書に倣い、本文を補足するものとして資料を添付させていただきました。これまでの会合において配布した資料を中心に、統計等の事実関係に関する資料をまとめさせていただいております。その上で、本日報告書（案）について改めて御議論をいただきたいと考えております。

それでは、第9回会合からの修正に関する全体的な方針と主な修正箇所について説明させていただき、その後、第10回会合に向けて頂いた御意見についても、いくつか触れさせていただきたいと思います。

では、まず第9回会合からの修正に関する全体的な方針を説明させていただきます。

この報告書（案）につきましては、委員の皆様の意見が集約されている箇所を中心に記載させていただいておりますところ、第9回会合からの修正に当たりましては、前回

会合において座長に御発言いただきましたとおり、また今回も御発言いただきましたとおり、委員の皆様の御意見をできる限り集約し反映させつつ、全体として内容、分量とともにバランスの取れた報告書となるよう修正させていただきました。また、本懇談会では、基本的に出入国在留管理行政について議論いただくものであることから、同行政の範疇に収まらない内容の記述につきましては、大変恐縮ながら記載を見送させていただいております。なお、事実関係の解説など本文を補足する内容の記載につきましては、本文の下部の脚注において、これを記載させていただくこととしております。

次に、第9回会合からの修正点について、主なものを紹介させていただきます。

まず、報告書（案）の1ページを御覧ください。

第9回会合において、安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト、いわゆるGCMについて、報告書の総論を述べる第1章において記載すべき旨、御議論、御意見を頂きました。これを踏まえまして、26行目以降において当該記載を追加させていただきました。

また、2ページの10行目から、今後の出入国在留管理行政において特に求められる事項が列挙されておりますところ、このうち、エビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案の重要性を強調すべきとの御意見もございましたので、記載順を変更し、「エビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案」を先頭に移動させました。

次に、第2章、4ページを御覧ください。

10行目の「これを実現するに当たっては」から始まる一文におきまして、出入国管理の厳格化と出入国審査の円滑化を両立するための方策について述べておりますところ、業務量に合った人員配置について明記するよう御意見を頂きましたので、「増加する業務量に見合った人的体制を整備するとともに」と追記させていただきました。

また、15行目の「例えば」から始まる一部におきましては、出入国管理上のリスクが高い者の入国を防ぐための方策について述べておりますところ、「出入国管理上のリスクが高い者」という言葉について、拡大解釈を防ぐ観点から具体例を挙げるよう御意見を頂きました。これを踏まえまして、「テロリストや不法滞在を企図する外国人等」と追記させていただきました。

続きまして、第3章、8ページを御覧ください。

この2行目から始まる（2）検討事項等という節につきまして、ほかの章に比べて分量が過大であるとの御意見を頂きました。これを踏まえまして、在留管理の一層の適正化等、永住許可制度の適正化等、高度専門職等の受入れといった標題で、三つのサブセクションを設けさせていただきました。その上で、10ページ、6行目におきまして、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に関する実態把握の必要性を述べる箇所や、13ページ、24行目におきまして、社会統合プログラムとしての要素をもつ取組の充実について述べる箇所、15ページ、14行目におきまして、未来創造人材制度、J-Findにおける成績上位者に限った対象大学拡大について述べる箇所について、委員の皆様にいただいた御意見を反映させていただきました。

次に、第4章、18ページを御覧ください。

25行目から始まる一文におきましては、在留外国人への支援を充実させるための関

係機関との連携の重要性について述べておりますところ、この点について、関係機関の間での役割分担について追記するよう御意見を頂きました。これを踏まえまして、31行目から、「この連携に当たっては、関係機関の間で明確な役割分担を行うことも重要である」と追記させていただきました。

次に、20ページを御覧ください。

24行目から始まる一文におきまして、効果的な情報発信につなげるための取組の効果及び課題の検証について述べておりますところ、多様性の成果やメリットに関する調査も必要であるとの御意見を頂きました。これを踏まえまして、「多様性確保による成果やメリットに関する把握も重要である」と追記させていただきました。

次に、第5章、24ページを御覧ください。

26行目から始まる一文におきまして、AI技術を含め、様々な手法を活用した情報収集による不法滞在者対策について述べておきましたところ、この点につきまして、AIの活用を示唆しながら不法滞在者の情報収集を行うとの表現が、一種の監視を想起させ、過度に強権的との御意見を頂きました。これを踏まえまして、「外国人のプライバシーを十分尊重した上で、デジタル技術を含め様々な手法を活用」と修正させていただきました。

次に、第6章、30ページを御覧ください。

26行目以降の一文では、誤用・濫用的な難民認定申請への対応について述べておりますところ、この点について、UNHCRの文書を参照しながら、誤用・濫用的難民認定申請の具体例を示すよう御意見を頂きました。これを踏まえ、27行目におきまして、「例えば虚偽文書を用いた申請や難民調査官を欺罔する意図の申請」と挿入させていただきました。

次に、31ページを御覧ください。

14行目から始まる段落におきましては、難民等に対する支援について述べておりますところ、この点につきまして、難民認定申請者や補完的保護対象者認定申請者に対する支援についても言及すべきとの意見を頂きました。これを踏まえまして、24行目から、「併せて、難民認定申請者や補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮する者や宿泊先を必要とする者への保護措置について、審査期間の短縮等に取り組みつつ、その確実な実施のため、必要な予算の確保に引き続き努めるべきである」との一文を追加させていただきました。

次に、32ページ脚注を御覧ください。

令和5年改正入管法の附帯決議への対応や、前回、第7次政策懇談会の報告書の記載を基に、難民等の保護に向けた積極的な取組を追記する御意見を頂いておりましたところ、その中には、ほかの御意見の趣旨と両立しづらい内容や、入管行政で受け止めきれない内容も含まれておりましたことから、記載を事実関係の紹介にとどめ、脚注にて記載させていただいたものでございます。

次に、36ページを御覧ください。

ここでは、外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理に記載の調査・検討を進めるに当たっての手法、内容、留意事項について、皆様から頂いた御意見を載

せておりますところ、この点につきまして、日本人と外国人を比較し得るような指標のさらなる収集について記載すべき旨、意見を頂きました。これを踏まえまして、8行目から、「日本人と外国人を比較し得る指標を更に収集するような努力も期待される」との一文を追加させていただきました。

ほかにも委員の皆様から多くの意見を頂き、できる限り反映させていただきましたが、本日はお時間も限られておりますので、主なものを伝えさせていただきました。

それでは、今回の会合に向けて、更にいただいた個別の御指摘のうち、委員の間で意見が両立しない点など、修正の方向性を現在決めかねている箇所について、数点に絞って簡単に触れさせていただきます。

まず、委員事前提出意見の6ページ下部から7ページにかけて記載されております、これは報告書の21ページの7行について近藤委員から御意見を御提出いただいている箇所、こちらを御覧ください。

現在、報告書の第4章におきまして、在留手続の際に、日本語や社会制度の基礎的理解を問う機会を設ける趣旨の記載がございますところ、この点につきまして、近藤委員から、永住許可手続などの際に修正するよう御意見を頂いております。この点につきまして、これまでの御議論におきましては、在留手続などの機会を利用して、日本語や社会制度の基礎的理解を確認してはどうかという点に意見が集約されていると考えられ、具体的にどの範囲の手続でどう確認を実施するかについては、委員の間でも様々な意見が想定されますことから、例えば、「永住許可などの在留手続の際」といったように、より広い意味合いを持たせる表現ではいかがでしょうかと考えているところでございます。

次に、委員事前提出意見の7ページ下部を御覧ください。

ここでは、報告書の25ページ、16行目における退去強制手続の文脈において、難民不認定処分の処分理由の開示に際しては、根拠となった出身国情報の明示も必要かどうかを検討する旨追記するよう、近藤委員から御意見を頂いております。非常に参考になる御指摘かと思いますが、一方で、個別の事案に関わる出身国情報と不認定処分の関係を明らかにした場合に、当庁における調査の着眼点や手法が明らかになり、当庁の調査を受けるに当たって、虚偽の主張等の不当な対策を講じられる恐れがあるといった懸念もございまして、御指摘のとおり修正するかどうかについて、さらなる議論を賜ればというように考えているところでございます。

続きまして、委員事前提出意見の13ページ（3）でございます。増子委員から、報告書第5章の記載について御意見を頂きました。

報告書25ページ、6行目から16行目におきましては、送還における手続の適正性に関する記載を載せております。この箇所に関しましては、第9回会合においてお示しした案から、同会合時におけるほかの委員の御意見を踏まえた修正を行いましたところ、この修正について増子委員から、当該修正よりは原案の方が適當ではないかとの御意見を頂いているところでございます。もしほかの委員から御異論がないようございましたら、増子委員の御意見も踏まえて、原案に戻させていただくことを検討したいというふうに考えております。

次に、委員事前提出意見の15ページ(3)を御覧ください。

ここでは、報告書(案)29ページ、31行目から32行目に、難民グローバル・コンパクト、いわゆるGCRについて追記するよう、増子委員から御意見を頂いております。この点につきましては、第9回会合において、ほかの委員からGCRを本報告書に記載することは適切ではない旨の御意見を頂いているところでございまして、御意見の調整が難しい状況にございます。事務局としましては、両意見の折衷的な案として、例えば、脚注にGCRの概念を紹介させていただくような形で記載することも一つの案かなというふうに考えておりますところ、この点につきまして、皆様から更に御議論を賜れますと幸いでございます。

お手元の報告書(案)についての説明は以上でございます。

本日は取りまとめに向けて、委員の皆様の積極的な御議論を賜りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○野口座長 御説明をどうもありがとうございました。前回からの主な変更点として大きく10か所について、また、修正の方向を決めかねているという表現だったと思いますけれども、本日のこの場で調整を図るべきことについて、大きく4か所について御説明いただいたかと思います。

それでは、これより意見交換に入りたいと思いますが、司会特権ということで、本日も2点ほどお許しください。

まず1点目ですが、個人的には、事務局にもかなりこの間頑張っていただきまして、本日の案はかなり完成形に近いものにしていただいているのではないかと感じておりますし、司会進行役といたしましては、可能であれば本日で報告書の取りまとめに至ることができればと思っております。ただ、その上で、本日も前回と同様に、各委員から提出いただいている御意見を踏まえて、この場において活発な意見交換をしていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

2点目は、本日の進行についてです。議論の進め方として、まず今、事務局からの御説明の後半にあった部分、委員から頂いている意見の間の調整を要する事項、大きく4か所あったかと思いますが、この点については、この場で先に御議論いただいて方針を決めておく必要があると思います。その議論が一段落となったら、続いて本日の案の全体を見渡していただいて、各委員からの御意見を頂くという形で進めさせていただきたいと思っております。緩やかにそのように進行させていただけたらと思っておりますが、お許しを頂けますでしょうか。ありがとうございます。

本日の議論の時間は、大体60分から80分程度を予定しておりますので、そのような時間間隔で進めてまいりたいと存じます。

御発言のある方は挙手又は名札を立てて、お知らせいただければと思います。オンラインで御出席の委員におかれましては、挙手機能でお知らせいただくか、マイクをオンにして御発声をいただけたらと思います。発言者におかれましては、オンラインでの出席者にも分かりやすいよう、まずお名前を述べていただいた上で御意見いただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明にあった調整・議論を要する点というところから始めさせていただきたく存じます。

まず、報告書（案）の21ページ、7行目、今の案では「在留手続の際」となっているところ、近藤委員から永住許可手続という言葉を入れることについての御意見を頂いており、先ほどの御説明では、この間を取って「永住許可などの在留手続の際」という、そういう表現にさせていただけないかという御説明があったかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 事前提出意見で書いているように、大体諸外国で社会統合プログラムを実施することが一般的なのは、永住許可と帰化の際なので、そういう意味で「永住許可手続などの」と書いたわけです。一般の在留審査に入れていくのは、「永住許可手続などの」際でも別に同じ意味だとは思いますけれども、「などの在留手続」というと、ほかの在留手続のときもやるという意味になり、これはインセンティブとして勉強してほしいという支援にもつながる策なのに、これをやってないと在留できなくなるという、すごいプレッシャーを感じないかなというのが危惧されているので、「永住許可手続などの」ぐらいにしておいても、「などの」だから構わないと思います。具体的にその後どうするか、実務で決めればいいことだけれども、「などの在留手続」というと、それ以外の在留手続においてもやるという意思表示を、ここで明確にするほど決まっているんでしょうか、という気がします。

○野口座長 いかがでしょう、入管庁から。

○菱田政策課長 お答えします、ありがとうございます。

永住許可でそのような機会を設けた場合と、それ以外の在留手続の中で求めている場合で、同じことを求めていくかというと、違うものを求めていくこともできるのかなというふうには考えているところでございます。ここで申し上げているのが、飽くまで機会を設けるということでございますので、それがないと不許可になってしまう这样一个を決めてかかっているわけではないという点は、補足させていただきたいと考えております。

○野口座長 四方委員、お願ひいたします。

○四方委員 記憶違いでなければ、私も発言させていただいたところではないかと思いますけれども、今世間で話題になっているように、中には行儀の悪い外国人の方もいらっしゃって、アパートで騒ぐだとか、日本の法律を理解していないという、それが共生社会を妨げるのではないかというような話で、そのときにいろんなデータを、例えばホームページなどに公表していても見る人が少ないと。いわゆる、在留の手続の要件ではなく、確実に聞いてもらえるときにお伝えするのが良いのではないかという趣旨で、在留許可、あるいは更新手続のときにお伝えするのが、確実で良いのではないかという発言をさせていただいたので、それを受けて記載いただいたのではないかなと思っております。ですので、脅しというのではなくて、今世論が求めているところに応える一番の、ある意味ではセールスポイントになるのかなと思い、そのような提案をさせていただいたところでございます。

○野口座長 ありがとうございます。

堀内委員。

○堀内委員 ありがとうございます、堀内でございます。

私も今回のこの点については、事務局から提案いただいた形でよろしいのではないかと思っております。今後中長期で在留される方が増えてくる中では、日本語能力の向上、あるいは文化社会を理解していただくことがより重要になってくるかと思います。

そういう意味で、報告書（案）では、「基礎的理解を問う機会」と書いていただいているので、まだこれから議論するところがあるかと思いますけれども、フェーズごとにできるだけこうした機会を設けることが望ましいのではないかと思います。四方委員からもお話がありましたけれども、役所では生活オリエンテーション動画の作成等工夫いただいていますが、なかなか認知されるところもこれから頑張らなければならないでしょうし、特にルールやマナーについて、知っていただきたい人に届くことが大事だと思います。学ばないと在留できなくなるというプレッシャーになるという御懸念のお話もありましたけれども、逆に学ばなくていいのであれば学ばないという人たちもいると思いますので、できるだけ学ぶ機会を増やしていくことの方が望ましいかと思います。また、永住許可の時のみに機会を設けるとなりますと、諸外国では言語や文化・慣習等の理解を要件として求めている国もあるのではないかと思います。今回の議論はその手前の段階で、そこまで求めているという議論ではないと思いますので、今後整理していくべきよろしいかと思っております。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございます。

増子委員、よろしくお願ひいたします。

○増子委員 増子でございます。

先ほど、事務局からの折衷案ということで出されたわけですが、恐らく近藤委員が出されている案自体が最初から折衷案的なものなので、これを更に「永住許可手続などの在留手続」と言ってしまうと、元の在留手続というのと同じなんですね。だから、近藤委員の出したものに対する折衷案にはなっていなくて、ただ戻しただけじゃないかなという気がいたします。言葉の問題ですね。

あとは、この「基礎的理解を問う」という、この「問う」という言葉ですかね。ここが、何か試験をするという、そういう意味では負担を課すというようなニュアンスが出てしまうのかもしれません。そうすると、「問う」のではなくて、何かそういうことを「学ぶ」というか、外国人の側からの言葉にして、あるいは近藤委員の懸念が解消されるのかどうか、検討の余地があるのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○野口座長 何かよい御提案はありますか。

○増子委員 「学ぶ」というふうに考えたのですけれども、それで正確なのかどうかというのは、前後の文章を考えないといけないなというふうに思います。取りあえず、思い付くのは「学ぶ」ですよね。

○野口座長 ありがとうございます。

はい、近藤委員。

○近藤委員 運転免許の更新の時に、安全講習ってビデオを見せられますよね。そういうものを見てもらって、例えば生活オリエンテーションビデオを見て更新してもらう。ただ、手続上時間が掛かってしまうので、申請窓口がごった返している中でできるかどうか分からぬけれども、今あったように学ぶ機会を設けるという、その場で上映していなくても、自宅でオンラインか何か見たというのを証明できるようなものを持ってきて更新するみたいな感じだといいのかもしれないというのを、今聞いて思いました。

○野口座長 ここまで議論を踏まえますと、先ほどから御意見をいろいろ頂きましたが、フェーズの話、在留手続というのを捉えると、増子委員に言っていただいたように、ここに「永住許可などの在留手続の際」と入れても、近藤委員の御意見に対する折衷案にはならないということを踏まえ、その一環として、「在留手続の際に基礎的理解を学ぶ機会を問う」といったように、「問う」を少し改めるということで決めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。今、仮に「学ぶ」ということにしていますけれども、よりよい表現があつたら、それに変えたいと思います。

入管庁、それでよろしいですか。

○岡部委員 よろしいですか。

○野口座長 岡部委員。

○岡部委員 ありがとうございます。二つあります。

まず、今までの先進諸国の事例になぞらえるのであれば、御指摘があったように、その国の成り立ちや歴史への理解というのが、どちらかというと長期以上の在留資格の取得の際に必要となっていたというのは、そのとおりなんですけれども、最近の先進諸国の流れというのは、むしろそれ以外の在留資格の手続の際にも、少しづつその言語や一部歴史の理解、文化・生活習慣の理解といったものも求める方向に動いているという、そういう実態があるわけです。その中で、日本だけが緩いと思われるような規制を充実させる方向でいくと、先ほど行儀が悪い人がいるという話が出ましたが、余りよくない目的を持つ人々のターゲットになりやすいということが一つあります。

それから、以前堀内委員がおっしゃっていたように、今回はそういった一部の人々に対して啓発をするという意味合いが、非常に大きな割合を占めている文言だと思いますので、そこは別に「学ぶ」であっても「問う」であっても余り関係ないとは思いますけれども、やはりその啓発の意味合いを強めるということを考えたときには、別に「問う」ということで、現行の入管庁提案どおりで、私は問題がないのではと思います。

在留手続の件については、在留手続という言葉 자체を入れるのがもし難しいようであれば、近藤委員の御指摘のように「など」という言葉を入れれば、それでよろしいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。岡部委員のお考えを踏まえて修文をすると、最初に入管庁からの御説明の中にあった、「永住許可などの在留手続の際に、基礎的理解を問う機会を設ける」となりますか。

○岡部委員 「在留手続」という言葉 자체を入れるのにもし抵抗がある委員がいらっしゃ

るのであれば、そこは除いてもいいと思うんですね。ただ、「永住資格など」というように、「など」という言葉は入れておいた方がいいということと、その後半の「問う」という記載については、これはやはり少し強めの表現があった方がいいと思います。

以上です。

○野口座長 在留手続というのは、多分フェーズの問題として入れておいた方がいいかなと思ったりもしますけれども。

○岡部委員 そうですか、それでは。

○野口座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。

回転をしていますけれども、「永住許可などの在留手続の際に、基礎的理解を問う機会を設ける」と、今そこに戻っていますが、近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 岡部委員がおっしゃったのは、私の原案で前半はいいという意味だったようになります。

○野口座長 そうですね。ただ、四方委員、堀内委員からも、御意見を頂いておりますので、フェーズとしての「在留手続の際」というのは残すということで御提案をさせていただきたいと思いますが、お許しいただけそうでしょうか。

○近藤委員 あともう一つ言うと、岡部委員が言ったような国は、社会統合プログラムをちゃんとやっていると、それを「問う」というのが広がっていくのはいいんだけども、あまりやっていないし、多分このプランの間でもそれをそんなに強くやれない状況で、分かっていないから駄目ですよというのはちょっと酷なので、いずれはそういう、統合講習をきちんとやるようになったら、それを聞いていくという制度はあってもいいと思うんですけども、今現在だと、強めで「問う」を出すなら、永住許可のときには問うよというぐらいのもので、「などの」ぐらいにしておいた方がよくて、「在留手続」というふうにするなら「学ぶ」ぐらいにしておいた方が、多分、今皆さんの聞いた感じの全体を総合すると、そんな気が私はしました。

○野口座長 ありがとうございます。

では、ちょっと整理をしまして、在留手続の際に基礎的理解を「学ぶ」、啓発ということであると「深める」みたいな表現もあるかなと思いましたが、「問う」ではなくて、「学ぶ」なり「深める」といったような啓発がイメージできるような表現を設けることも検討すべき、これでいかがでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように、「問う」という言葉は改めるということでおろしいですか。

ありがとうございます。

続いて2点目は、報告書（案）25ページ、16行目、処分理由の開示に際しては、根拠となった出身国情報の明示も必要かどうかを検討するという追記の御提案を頂いていますが、先ほどの御説明の中では、これについては慎重な判断を要する、この会議体としての合意がまだできていないということで、今回は追記しない、控えるということでお許しいただきたいということになろうかと思いますが、近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 多分私が理解するのは、何もここでこれを入れてはいけないという意見があ

ったわけではなくて、多分入管庁サイドの実務から、入れたくないなということなんだろうと思うんですね。入れにくいなら、仕方がないかなという気はしてはいますが、ただ、多分実務の弁護士さんからはこのニーズが高くて、何にせよ理由付記がないというのは適正手続上問題があって、行政手続法から対象外にされてはいるけれども、適正手続を高めましょうというなら、本当は出入国情報に力を入れてこれを集めますというなら、それをちゃんと集めている、その下でこの判断をしたんだというところが示せるほうが本当はいいんだけれども、実務上それが難しいというなら、分かりました。

○野口座長 そうですね。難しいのかなと行政法的にも思いますけれども、ほかの委員から御意見はありますか。

増子委員。

○増子委員 増子でございますが、この御提案に賛成ですね。賛成ですけれども、また先ほどの事務局からの御説明もよく聞く御説明であって、私どもはいつもそれに反対をしておりますけれども、検討するぐらいだからいいのではないのかななんて思ったりいたしましたという意見を申し上げておきたいと思います。

○野口座長 ありがとうございます。やり取りの御意見は議事録に残るということになっておりますので、議論はあったが、今の原案のとおりということで進めさせていただきたいと思います。

四方委員、お願ひいたします。

○四方委員 結論原案のとおりであれば、それ以上の意見はないのですけれども、やはり、正しく今御発言がありましたように、行政手続法の不利益処分と性格が違って、在留だとか難民の認定については、国の裁量によって正しくいろんな情勢を基に決めなければいけないことなので、この前提の趣旨として、一定の透明性が欲しいという気持ちは一面で分かるところですけれども、通常の法令のように、ずっと未来永劫変わらないような基準でできるものでもないような気もいたしまして、そういう意味では理由の明示は難しいのかなと思った次第でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは戻りまして、今の形のまま、今回の追記は控えるということで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

3点目は、同じ25ページの6行目から16行目、送還における手続の適正に関して、前回の議論を反映した修正をしたところ、これであれば原案に戻した方がいいという、増子委員から再意見を頂いているので、ほかの委員からも御異存がないことであれば、元々の第9回で出ていた原案に戻すということでお認めいただけないかということになりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、元々の案に戻すということにさせていただきたいと思います。

4点目は、報告書（案）29ページ、31行目から32行目、難民グローバル・コンパクト、GCRについての追記をしたらどうかという御意見と、GCRについてはここに記載するということは適當ではないという御意見があつて、先ほどの御説明にあつた折衷案は、脚注を用いるということではいかがでしょうかという案を頂いておりますが、

増子委員、いかがでしょうか。

○増子委員 脚注化案につきましては、32ページの脚注についても意見を申し上げているところですが、何ゆえ脚注になるのかということについては、先ほど事務局からの御説明であって、ああ、そういうことなのねと、一応理由はあるのだなということを理解しました。

このことがそういう意味で脚注に落ちることなのかどうかというと、私の理解では度々この懇談会の中でも言及はあつただろうと思うんですよね。前回私どもの方でそういう意見を申し上げたときに、記載は適切ではないという御意見はありましたけれども、それは報告書の体裁の問題というか、報告書作成という作業において多分必要ない、あるいは適切でないという御意見だったんだろうというふうに思っています。必ずしもそうではないだろうと思うことと、先ほど申し上げたように、度々ここで言及がありましたし、このことについて意見、見解が一致しないということでもないのかと、内容的にはそう思いますので、せっかくだから本文に書いたらいいのではないかなどは思いますが、そこは御意見に従わざるを得ないと思っております。

○野口座長 ありがとうございます。

はい、近藤委員。

○近藤委員 1ページ、28行目のGCMの後に、「及び難民に関するグローバル・コンパクト（GCM）に示された基本理念を踏まえ」というふうにして、なぜここで落ちたのか分からぬのですけれども、GCRだけでGCRを落とすと、こっちはどうでもいいという意味合いを与えかねないので、一番最初のところに書いておけばいいのではないかでしょうか。それはまずいのでしょうか。

○野口座長 入管庁の答えをお伺いする前に、川村委員からの御意見を頂いて、事務局に答えていただくというふうにしたいと思います。

川村委員、よろしくお願ひいたします。

○川村委員 ありがとうございます、川村でございます。

私が、前回ここを削除と申し上げました。GCRを残さないでいいと申し上げたのは私の発言でございますので、その趣旨を少しお話したいと思います。

増子委員からの御意見は、29ページの「難民等を迅速かつ確実に保護することは国際社会の要請であって、これに適切に対応していくことが求められている」の後にGCRを入れる御提案だったかと承知しております。私がこれを外した方がいいという意図は、一つには、GCRという文書の性質と、今GCRが国際社会でどのように扱われ、国際社会全体のGCRに基づく協力の在り方の肝がどこにあるかということに照らすと、まず、この位置に入れないのでいいという趣旨が1点と、ここに入れることによって、日本政府は分かっているのかと、この大事なところが少しずれていますよとなならないかという懸念が1点という意味合いがありまして、削除を求めたわけでございます。

もちろん、複数の委員からGCRの文書の重要性の御発言がありましたが、私も研究でこれに関わって、日本のUNHCRのGRFにむけた会議にもずっと出ておりますところ、なおさらそれを感じているというところで、少し補足で今の趣旨の部分を説明させていただきたいと思います。

今、GCRの議論の肝は、世界中の難民の責任分担、負担分担というところと、第三国定住というところ、それから難民の自立というところと、帰還、自発的な帰還、これを促進する、これが4本柱になっているわけです。とりわけ先進国に要求が高いのは、その難民自立のためのODAあるいは援助をもっと出してほしいというところと、第三国定住、そのほか補完的受入れの増加というところです。先進国に求められているというか、肝がこの2点です。

それで、日本政府としても関係するというと、第三国定住と庇護国の社会統合というところに、ウエートが今いっているわけです。日本からのプレッジもやはり社会統合の数が圧倒的に多いですね。そして、庇護の議論ももちろんないわけではない、難民の保護は大事な柱ですので、これは外せないわけすけれども、議論全体の中では、これに関しては、基準を設定して、何か世界統一的な議定書を作ろうとか、そういうふうに流れているわけではなくて、むしろ地域ごと、ルートごとに、負担が重い第一庇護国をどう助けるかというところがメインになっているんですね。そうしますと、更にこの手続上のクオリティーを上げていこうという議論に、この文書名が入ってくることが、少し私には違和感があります。

各委員がGCRに触れられるというのは、恐らくはGCMが出たらGCRなんだと、セットで何で入らないの、なぜ片方しか入らないのかと、そういった御懸念とか、セットで入れておく方が難民の保護にプラスになるのかなという、そういった意図であって、掘り下げてどのパートにどうという話ではなかったように承知しております。

庇護の部分、GCRでの庇護に関する議論は非常にトーンダウンしていて、共通の基準設定の議論はもちろん今はないし、各国政府間でもう少しスキルアップしようというところにフェーズが移ったのですが、それもストップしている中で、それを日本政府が世界全体のリーダーシップ取るかというと、そもそもなっていないと。そういった全体のことと、今喫緊にやらなければならない、この文書の下やらなければならぬところで、日本政府に求められているのは先ほど申し上げた2点になりますという意味合いで、この意見になるわけです。

今近藤委員から、1ページ目にGCRとGCMを並べて、1ページ目に列挙して入れればいいのではないかという御提案があったわけですけれども、今回の報告書の柱を考えると、GCM寄りなんだろうと思うわけですね。適正な在留であるとか、安心・安全な秩序であったり、非正規移住をなくして正規に受け入れるというところが並んでくるのは、GCMがぴったりくると。GCRは、先ほど言ったような政策ベースのようなどころにウエートがいっているので、並べるのも私はどうなのかなと思っているわけです。

それで、対案ですけれども、もしGCRを入れるのであれば、第三国定住の説明のところ、ちょうどこの後段、節の最後に「引き続き難民等に関する諸問題に対処するため、既存の第三国定住枠組の拡大と同時に」と、最後の段落で、第三国定住とか補完的受入れの話が第6の最後のところに入っているんですね。本当は、私は社会統合のところにもかけたいという意図はあるのですけれども、もしGCRの文書名をどうしても入れていくならば、御提案としては、例えば第6の最終段落、「我が国においては、引き続き

難民等に関する諸問題に対処するため、難民グローバル・コンパクトが示している既存の第三国定住枠組みの拡大と同時に」と、そういったところに入れるか、「多層的なアプローチによる保護の在り方」というところに少しかけるかで、その文書を含めていくのはいかがでしょうか。

削除の趣旨をまずはお伝えしたかったので、それで御議論いただければと思います。

○野口座長 分かりました。議論をしたいと思うのですけれども、その前に、本日4時で退席をされるとお伺いしておりますロペズ委員から、全体について、また後にお伺いしようと思っていたことにつき、御発言を頂いて御退席いただけたらと思いますが、ロペズ委員、いかがでしょうか。

○ロペズ委員 ありがとうございます。

本懇談会が今回最後になるということは承知しておりますので、これまでに参加を通じて感じた点を、簡単ではありますが述べさせていただきたいと思います。

まず初めに、日本に暮らす外国人の一員として、この場に参加する機会を与えてくださった入管庁に対して、またほかの懇談会の委員に心より御礼申し上げたいと思います。

委員を務める中で、私の元には多くの日本人、外国人研究者、また関係者から、今後の出入国在留管理行政の在り方に關する懸念の声が寄せられてきました。この在留管理の必要性については、既に繰り返し議論されておりますので、ここで重ねて申し上げることは控えますが、多くの関係者が共有しているのは、日本で真っ当に働き、生活しようとする人々に対する管理が、今後一層厳格に、場合によっては過度に抑圧的な方向に向かうのではないかという懸念だということを、強調しておきたいと思います。

アジアにおいては、日本は民主主義が実質的かつ実効的に機能して、法の支配が確立している国として、またアジア圏内外で強いプレゼンスを有する国としてイメージを持たれています。こうした点から、日本は多くの人々にとって魅力ある行き先となっています。将来の政策を検討するにあたっては、日本が引き続き魅力的な国であり続けるために、どうすればよいかということを考えることが大切だと思います。その魅力を保つためには、開かれた国であり続ける必要があることを、是非念頭に置いていただきたいと考えます。

現在は、特にG7諸国においては、移民は非常に否定的なイメージで語られることが多く、公共及び政治の発言が、移民にもたらす恩恵の現実を歪めてしまうことがあります。私自身は移民研究者ですけれども、現代の世界の歴史を振り返れば、多くの先進国において、外国人は社会のイノベーション、また新たな発想、そして豊かさをもたらしてきました。日本においても、他国からの外国籍の方を受け入れることということは、移民の受入れに前向きな共生社会について、明確で共有された管理を育むということを意味します。そのために、我々は外国人住民の受入れ、また在留の在り方について、公共の場における開かれた議論が不可欠です。社会に正面から向き合い、そうして議論を喚起することは、入管庁の本来の所掌範囲を超えると受け止められているかもしれません。しかし、今後、是非他省庁と、また市民社会の関心ある諸団体との間で議論を深めていただければと思います。

日本は、今後も外国人住民が経済のみならず、市民の社会生活また文化的な豊かさに

ももたらす新しい積極的な役割について、国際的な議論に主体的に参加し続けるべきだと考えます。これは、国際社会の一員としての責務だと考えます。長めのコメントで申し訳ないですけれども、以上です。ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

では、こちらの議論にまた戻りたいと思います。

GCRについての記載を、最後に川村委員からいただいた御提案は、32ページの5行目「諸問題に対処するため」、6行目にある「既存の第三国定住枠組の拡大」というこの辺りか、又は7行目「多層的なアプローチ」のこの辺りに、脚注で入れますか。

○川村委員 あるいは、「GCRが示しているように」とか、そういう言葉を少し、その文書名を本文へ入れるか、脚注でもいいと思いますけれども、もし言及するのであれば、そのような形はいかがでしょうかということを考えてみました。

○野口座長 分かりました。本文、脚注問題で、必ずしも脚注にあるから劣位ということはないとは思うんですけども。

○川村委員 むしろなくないといいという立場ですので、どうしても入れなければとおっしゃる委員の方々がおられたら、次の段階として、私は脚注でよろしいかと思いますが、さらに絶対本文とおっしゃったら、今のような形、3段階です。

○野口座長 分かりました。脚注を打つ位置についての御提案は先ほどはなかったと思うので、この辺りで打つということで、ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
はい、増子委員。

○増子委員 今、川村委員からいろいろ御説明いただいたて、私も少し、いろいろと深いところの一端を理解でき、大変有り難く思いました。

私が提案したその29ページのところに入れるとなると、お前、分かっているのかと言われかねないと思うんですよね。それはそうなのかもしないというふうに、国際的には思いましたけれども、私のしている修文案というのは、そんな深いことを書いているわけではなくて、GCRが何だみたいなことをいろいろと書いているわけではなく、この局面に限って書いているわけでございます。先ほどの御説明では、庇護の局面について書いているということになるので、できれば、脚注を入れるとしても、入れる場所は、先ほど御提案のところよりかは29ページのところの下。御提案の場所だと、私が提案している意味が全く違ってきてしまって、入れるなら29ページ。でも、ここに大々的にそう書かれるとちょっと恥ずかしいというふうにお考えになるのであれば、脚注に下がりお書きいただくという辺りで、御容赦いただけないだろうかと思います。

○野口座長 いかがでしょうか、川村委員。

○川村委員 前回の増子委員の提案は削除提案をしているので、私はここは要らない、入れるとしたら、という提案になります。その理由は、先ほど申し上げた、深いか浅いかは関係なくて、この文章を使って、ここで強調したいとされる意図を伝えることが、必ずしも適切ではないのではないかという意図でございます。

それから、少しプラスになってしまいますけれども、恐らくここで強く、増子委員始め日弁連の皆様が強調されたいということは、この難民保護の手続の適正化を更に強め

たいと、そういうことを強調したい、だから、公平性や適正性等、こういったところを強化してほしいということと、定期的にそれを確認するといったような体制づくりが必要だというところ、これらが入れば、私は委員の意を受け止められる報告書になるのではないかというふうに考えている次第です。

だから、その肝のところをうまく入れ込めば、この文章自体の重みがどうなのかということは余り関係なく、それよりかは違う形でもいいのではないか、どうなのかと思う文書名が入るよりかはない方がよいという趣旨もあって、適切ではないという表現を使わせていただいたわけです。

そうなりますと、また別提案ですけれども、すみません。私もいろいろ意を酌むことは考えてみたのですけれども、GCRにプラスして附帯決議ですよね。御提案の文面は、これもというところだったと思います。私もまたもう一度思い返して、附帯決議も、実は難民の保護のことだけを書いているわけではなくて、共生社会のこともあるし、退去強制のこともあるし、収容のことも監理措置のことも入っている文書なんですね。私が削除と申し上げたのは、難民のところだけフォーカスして附帯決議が入ってくるところが、GCRもここではないと心地が悪かったことに加えて、附帯決議も難民のところだけではないと思っていたので、少しどうなのかというところで一旦削除と申し上げました。附帯決議に書いてある十何項目の中身自体は、もう一度読み返しますと、報告書の中に肝となるワードというのは入っているわけなんですね。だから、そういう意味では、必ずしもこの報告書の中で、附帯決議で示された配慮事項というのがないがしろにされているわけではない。けれども、こういうことを一文入れたいんだという御趣旨も分かるんです。だから、趣旨とここで述べて入れなければならない事項と、それを強めるための文章が合っているかどうかというところを、少し適切ではないと言葉の中に含めていて、ここが少し引っ掛かったというわけです。なので、特段このGCRと附帯決議を、この第6の報告書のところで強調するために使わなくとも、もう一度附帯決議もよく読み返しましたけれども、それに当たるようにもっと取り組もうということは、一応報告書に入れ込んであるのではないかなという気はしているんですね。

ですので、今の議論に戻しますと、増子委員がGCRの文書がここに、場所としてはこの難民の手続のところ、私が提案した場所ではなくこちらだとおっしゃることには、一応反対を示したい、別の形が望ましいと思います。それで落ち着きが悪ければ、もう附帯決議もGCRも、最初の1ページ目のどこかというのが、私の対案でございます。

○野口座長 ありがとうございました。まずは、今までの議論を拝聴していると、29ページにGCRの話を出すということについては、明確に反対の意見があるので取れないというふうに思います。その上で、位置付けとしてよりこちらの方がと言っていただいた、附帯決議とかそういうところまでいくと、また話が広がるので、途中で川村委員からのお話は、GCMとGCRを並べるということについても御意見があったかと思いますので、32ページの先ほど言いかけていたところですけれども、5行目、6行目に脚注、どちらかで打つという形でまとめさせていただきたいと思います。

増子委員からの当初のGCRの言及は、それでは、意見として折衷なものになるということではないという御意見は示されましたけれども、ここに入れるということ自体に

ネガティブな御意見ではないと理解していますが、いかがでしょうか。

○増子委員 それ自体はそうですね。それ自体にあまり意味があると思いませんけれども、その問い合わせについてはそういうことになります。

○野口座長 その上で、32ページに脚注としてGCRを入れるかどうか、もう既に折衷案ではなくなっているわけですけれども。

　　はい、近藤委員。

○近藤委員 この報告書は、出入国在留管理基本計画のための報告書であって、そこは難民のことも入っているわけですよね。その最初の枕詞として、いろんな基本理念を踏まえるというときに、GCRが入ることはむしろ普通想定されることで、そこが落ちて注にあるというのも、変な感じが私はしているし、これは、基本理念を踏まえているのであって、細かいGCRのどこを採用してどこが採用していないなんて一切書いていないわけです。そうすると何の争いもなく、ただ書いているだけで、具体的にそれがどこにどう生きているかなんていうことは報告書を見ても分からないので、それで落ち着かせるのが一番いいかなと思って提案しているのですが。

○野口座長 1ページ目にという御提案ですね。

○近藤委員 はい。ぼやっと書くのも駄目ですかね。この報告書、GCMの方だけ記載するという、その理由が私はまだよく分からぬのですけれども、GCRの使えない部分は、それは使っていないということはあり得るし、GCMだって恐らくあるはずだと思うんですね。基本理念は踏まえているけれども、細かいところは違うというのはあり得ることですし、そういうふうに読めるものだと思いますので、取りあえず書いておけば丸く収まらないかなと思ったのですが、駄目ですか。

○川村委員 どうしても入れたい場合は、今の近藤委員の意見に乗ります。

○野口座長 今の案は、1ページ目の赤で入っている26行目からあるGCMに関する文章の近くに入れるというところまできましたけれども、今入管庁に協議いただいている間に、4時半になると退席しなければならない岡部委員から、全体にわたる御意見を頂けたらと思いますが、岡部委員いかがでしょうか。

○岡部委員 ありがとうございます。私は、全体というより1点だけ、今のお話の延長になるかと思いますけれども、GCRという要素をどれだけこの報告書の中に入れるかということで少し考えているところがありまして、すみません、具体的なページ数は今失念しているのですけれども、増子委員からの御提案で、難民の認定業務の体制を充実させる必要があるというお話、それ自体は私も賛成するのですが、その後に補完的保護や第三国定住という話が続いていたところがあったと思うのですけれども、「補完的保護と第三国定住」のみを記載してしまうと、「規制強化や誤用・濫用を防ぐ」という本報告書の重要な目的にそぐわないような印象を受けます。ですので、補完的保護や第三国定住の部分のみが突出した達成目標としてみなされないような文言の訂正は必要だと思います。むしろ「補完的保護」、「第三国定住」という文言自体も削除する、あるいは脚注に移動するという方法もあるかと思います。

　　補完的保護や第三国定住の観点からの補強というのも、もちろん必要なことではあるのですけれども、これだけを書くと、先ほど川村委員がおっしゃったGCRのどこが肝

かというところについて、部分的な偏りがあるように思います。私もGCRの全体の指向性は、もちろん受入れもやめるということではありませんが、川村委員が御指摘されるところの「社会統合」、日本の政府が掲げている「HDPネクサス」、つまり、開発援助とか平和構築を通じて、難民の受入れを唯一の選択肢とせずとも済むような人道援助の在り方を構築するという、こういった目的がGCRの中にはかなり色濃く見受けられるよう感じています。

なので、もしそういうところも踏まえるのであれば、補完的保護だけではなく、GCRで掲げている社会統合、若しくは「HDPネクサス」「開発援助と平和構築との関連」のうちどれかの文言を何らかの形で入れていただくことで、バランスの取れた作りになるのではないかなと思います。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。岡部委員の御発言、きちんと記録に残しておきたいと思います。

では、入管庁の方からお答えを頂きます。よろしくお願ひいたします。

○儀部出入国管理部長 出入国管理部長の儀部でございます。

GCRについていろいろと御意見を頂いたところでございますけれども、GCRの中身自体は、川村委員からもいろいろ御説明がございましたように、非常に幅広いものが入っていると。出入国在留管理行政だけでは、受け止め切れないものが多々入っているということがございます。

GCRの中で、日本政府としてもプレッジをいくつかやっている中で、入管庁が関わっているものというのが、第三国定住と補完的保護をしっかりとやっていきますという、二つの部分だけでありまして、GCRの基本理念といつても、出入国在留管理行政を大きく超えてしまうことを前段に書くことになってしまいますので、事務局としては、もし本文に入れるということであれば、川村委員がおっしゃっていたような32ページの6行目、特に第三国定住と補完的保護について言及しているので、この6行目の「既存の第三国定住枠組の拡大と同時に」の前辺りに、「GCRが示しているように」などのような表現の方がいいのかなと考えております。よろしければ、また座長と御相談させていただければというふうに思っているところでございます。

○野口座長 ありがとうございます。

今までの議論をお伺いしている私からの御提案は、先ほどお話しをさせていただいたように、こここの段階に来てあまり大きくいろいろなものを変えるというのは難しいということと、あとは、今御説明にあったように、やはり非常に捉え方が難しいものであるということから、32ページの最後にお話を頂いたように、5行目、6行目、7行目のどこかで注を打って入れさせていただくということで御提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。ここまで議論はきちんと議事録に残るということで対応させていただけたらと思います。

○近藤委員 1点、定住支援のところは難民の社会統合に関係しないんですか。そこは、入管庁がやっていることでもあるのではないですか。だから、そこは関係ないとおっし

やらない方がいいような気がしますね。

○礎部出入国管理部長 プレッジの中での話ということでございますか。

私が先ほど申し上げたのは、GCRの中で日本政府がプレッジしているものがたくさんある中で、入管庁が直接的に関わっているのは、先ほどの二つだということでございます。

○近藤委員 定住支援プログラムは、社会統合の中の一つじゃないの。

○礎部出入国管理部長 第三国定住難民で受け入れた方の定住支援プログラムというのは、確かに今年度から入管庁のところに業務が移管されているところでございます。

○近藤委員 一般の難民の人は入っていない。一般の難民も全部でしょう。

○福原在留管理支援部長 在留管理支援部長の福原でございます。

定住支援プログラムは、難民、第三国定住、それから補完的保護対象者に対して、今入管が行っております。

○近藤委員 だから、本当は、そこにもまた入れた方がいいのかもしれない。何ページか忘れましたけれども、定住支援プログラムは出てきているけれども、そこは入れなくてもいいなら、いいですけれども。

○川村委員 一応私もそういうことも考えて読んでみたんです。なかなか難しいので、この文章、多層的なアプローチの保護と書いてもあるし、そこで少し関連させる感じでいいのではないかなど、私も一応全部見て、そのように考えて御提案をさせていただきました。

○野口座長 ありがとうございます、おまとめくださいました。

では、32ページの6、7行目の辺りで注を打つということにいたしたいと思います。

ありがとうございます。これで、事務局からの御説明の中にあった、要調整事項の4項目が確認できたということになるかと思います。

では続いて、報告書の全体についていかがでしょうか。それぞれ、委員の皆様からいただいた御意見の反映具合などにつき、赤字で示させていただいておりますけれども、御発言があればよろしくお願ひ申し上げます。いかがでしょうか。

はい、近藤委員。

○近藤委員 共生社会の定義のところは何もおっしゃらなかつたので、私が出した意見書のように、ロードマップの中身と総合的対応策の中身をそのまま書くような形で修正していただけるのでしょうか。

○野口座長 いかがでしょうか。

○菱田政策課長 今お示しいただいた点につきましては、ロードマップの記載を使わせていただく方向で検討させていただきたいと考えております。

○近藤委員 もう一点は、「日本人だけでなく」という表現だけだと意味が伝わらないので、原文のように、「共生の理念を理解し」とか、「理解し協力する」と、そういう日本人の側のことも書いておかないと、多分、共生社会は外国人だけにこれをしなさいという意味に理解されてしまうので、原文のとおりに書いていただければと思います。

○菱田政策課長 近藤委員、今お尋ねの点は、個別の意見提出様式の6ページの上の部分、共生社会から始まる部分についてということでよろしいでしょうか。

○近藤委員 はい。

○菱田政策課長 あらかじめ内容を拝見させていただきまして、委員に御提案いただいた記載のとおり反映する方向で検討させていただきたいと考えております。

○近藤委員 ついでに言ってもいいなら、「外国人」と「外国生まれの人」の注も、このとおりに変えていただけるのでしょうか。

○菱田政策課長 近藤委員のお尋ねの点は、意見提出様式の5ページの中段の「O E C D 諸国平均14.7%」から始まるパラグラフの件でよろしいでしょうか。

○近藤委員 はい。

○菱田政策課長 国籍制度についての記載は、反映させていただくのが難しいのではないかと考えている次第でございます。それまでの、「外国生まれの人の」というところの前までの文については、反映させていただく方向で検討させてあります。

○野口座長 今の案からまた変わることになりますか。

○菱田政策課長 この脚注の記載をより正確な形にされたいという御指摘でございまして、それについて事務局で拝見しましたところ、反映させていただく方向で検討できるのではないかと考えているところでございます。もちろん、検討をした上で座長に御相談させていただくことを考えております。

○野口座長 ありがとうございます。

そのほか、各委員からいかがでしょうか。

はい、増子委員。

○増子委員 増子でございます。

前回の素案から今回の修正案まで多岐にわたる御修正を頂いて、本当に事務局と座長すごいなと、私にはこのような芸当はできないと感心をした次第でございます。また、たくさん意見を申し上げたわけですけれども、少なからぬものについて御採用いただいたことに関して、まず感謝申し上げたいと思います。

少し別のところで、意見書も出してございますけれども、7ページの「悪質な」、それから12ページにも同じく「悪質な」が、これは前回委員からも御指摘があつて修正をされているのですけれども、委員の御指摘の意図はよく分かるし、賛成はいたしますが、この言葉自体は国会の答弁でずっと使っているので、やはり一つのものについていろんな言葉が使われてしまうというのはよくないのではないかという観点から、これはやはり、あえて「悪質な」を使い続けるしかないのではないかというふうに思っております。

それから、少しほかのところですが、28ページの20行目から21行目のところに、期間が最長33か月に達してしまってというところで、「保護すべき者の迅速な保護に支障を来しかねない状況が続いている」という部分は余計なのではないかという御意見が今回出ております。しかし、何ゆえ迅速にしなければならないのかといえば、正にその保護すべき者をしかるべき適切に保護するということのためにやっているわけなので、むしろこのところは、本質的な記述であるというふうに考えておりまして、落としてはいけないのでないかなという意見を申し上げておきたいなと思います。

それから、28ページから始まる第6のところについては、難民認定制度の厳格化と

いうものについても書いてはどうかという御意見が今回出てきているかと思いますが、令和5年の改正法で、ある意味厳格化するというか、制限する方向で改正がなされたばかりでございまして、その検証等もなされていない中で、立法事実等も含めて、さすがに少し性急ではないかという気がいたしますので、こちらも提案には御賛成できないということを申し上げておきたいと思います。

あとは、36ページの25行目から26行目に加筆していただいた部分がございます。これは、私が前回申し上げたことについて対応していただいたところなのですけれども、その中の「現役世代が増加することで」という部分は、移民を拡大することを推奨しているのではないかというふうに読めるという御懸念が示されております。そのような懸念はないのではないかと思いますけれども、いずれにしても、ここはこういう意見があったという事実の紹介のパートでございますので、現にこういうふうに申し上げておりますから、このままにしていただきたいなということを、念のためですけれども申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

今日の資料とさせていただいているものが現段階の案ということになりますので、これ以上大きな変更はないと。いろいろ御意見はいただいているけれども、それを共有させていただいた上で、議論をすることは大変重要だと思いますけれども、それが今日からいきなり、大きく変わるということはないということは確認をしておきたいと思います。

ほかの委員からいかがでしょうか。

ありがとうございます。四方委員、お願いいいたします。

○四方委員 ただいま増子委員からもありましたけれども、本当にいろんな意見があつた中で、事務局からいろいろ丁寧にお答えを頂きまして、また、今日も野口座長の本当にすばらしい差配というのは、本当に改めて尊敬申し上げる次第でございます。本当に御苦労さまでございました。

まだまだ少し文言などについて、それぞれ委員の御意見はあるとは思いますけれども、これはやっぱり最大公約数でやってくしかないと思いますので、私としてはもう、あとはもう座長一任でいいのではないかと思う次第でございます。

それから、総括的なことで、それこそ入管行政を超える私の感想というか意見ですけれども、アメリカがあんなことになってしまった後、アジアにおいて、やはり日本は自由と民主主義のショーケースのような存在であるべきではないかなと思っておりまして、ただ、諸外国では、野放団に外国の方をどんどん入れてしまった結果、排外主義になってしまった国が多いわけで、そうならないようにしながら、日本で共生社会を構築していくためには、ルールに基づいて、一緒に共生してもらう方々に入っていってもらって、ルールに従えない方については、やはり残念ながら退去していただくということになる。特に不法滞在については、いろんな議論あると思うのですが、やはり犯罪の温床にはなり得るところではありますので、そういうところをきちんとやることによって、排外主義にならないで共生社会を作っていくことがいいのではないかと思っていますので、

そういう気持ちで私は発言させていただいた次第でございますし、全体的にはそんな報告書になったのかなと思っている次第でございます。

ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございます。

そのほか、オンラインで参加をしてくださっている委員の方々いかがでしょうか。よろしいようでしょうか。

結城委員、よろしくお願ひいたします。

○結城委員 本当にありがとうございました。

現状を理解するための視察や、意見交換と議論の機会をいただき、そこから生まれたコメントも広く反映していただき、感謝申し上げます。

非常に意義の大きい懇談会に参加せていただき、光栄でした。特に意義を感じたものとして4点あげられます。まず、包括的に出入国管理から在留管理、共生社会、難民保護まで幅広く検討した点、国際的視座、GCMを始めとする国際基準の明示的な基準に依拠して議論をしたという点、厳格な管理と円滑化、人権保護とセキュリティーの両立を議論して方向性を打ち出したという点、エビデンスに基づく施策立案を徹底しようとした点です。

報告書の提出後には、その広い内容から、優先順位と項目間の連動性を明確にして実施への検討をお願いできればと思います。また、国民からコンセンサスを得るという大きな作業も残っています。例えば、本文7章の35～36ページに、「外国人受入れをめぐる国民の意識、感情の丁寧な把握が必要」とありますが、37、38ページでは、「調査結果の発言が差別を助長しないように注意」とあります。今後は、こうした表現の奥にある現状を意識して、慎重かつ効果的に方策を練ることが課題になると思います。また、人道的配慮についてもその範囲と合理性が問われ続けることだと思います。公租公課の支払の寛解への対応と生活困窮者の配慮をバランスよくどう取るかというところも課題です。さらに、地域間格差への対応も議論を深めたかったという思いが残ります。これらの課題については、個人的にも、引き続き検討を続けていきたいと思っています。

最後に、出入国在留管理庁における慢性的な業務多寡、人員不足、不十分な環境整備を改善するため、セキュリティを強化した上でのDX化の推進、効率性と適正な人員配置が行われるべきことを明記できたということ、そしてそれらが実現してこそその成果であると考えております。ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、オンラインから富高委員、よろしくお願ひいたします。

○富高委員 ありがとうございます。

まず、前回の各委員の意見を可能な限り反映していただき、感謝申し上げたいと思います。

その上で、26ページの2行目から4行目の不法滞在者の発生防止の記載について、企業に対する対応を追記いただきましたが、若干意図が伝わりにくい文書になっているような印象を受けました。例えば失踪者の方が働く際に、後ろめたい状況で働かせてあげているのだから低賃金でもいいだろうと、違法な労働条件で働かせるような企業があ

ることや、日本で就労を開始したものの、受け入れ企業における劣悪な職場環境などに耐えられず、結果として失踪や不法滞在につながってしまった事象などがあることから、不法滞在者の発生を防止するためには、外国人を受入れる企業への対応をしっかりとるべきだという意図が、伝わるようにしていただきたいと思っております。その点は、座長に一任ということで結構です。

それから、全般にかかる意見として、この間の議論においても申し上げてまいりましたが、在留管理においては、外国人労働者の人権が尊重されることが大前提であり、その上で適正な制度運用が求められると思っております。また、今回の報告書でも記載されておりますが、今後の外国人政策の検討に当たっては、実態の把握を行い、データや各国の状況等も踏まえた、総合的な検討をお願いします。加えて、これで終わりということではなく、P D C Aをきちんと回しながら、今後の政策を検討していただくとともに、その政策の実行に当たって、必要な体制整備、またその予算の確保をしっかりとお願いしたく、その点、意見として申し上げておきたいと思います。

ありがとうございました。

○野口座長 貴重な御意見をどうもありがとうございました。宿題もいただきましたので、事務局とまた御相談させていただきたいと思います。

そのほか御意見いかがでしょうか。

清田委員、よろしくお願ひいたします。

○清田委員 ありがとうございます。すみません、私も感想という点で発言をさせていただきます。

今回このような場で、国内外の公的な視点をはじめ、様々な知見を有する方々の意見を伺いまして、私自身大変勉強になりました。加えて、共生社会の実現という視点に立ちまして、建設的な議論が行われたものと思います。委員の皆様を始め事務局の方々も含めて、感謝申し上げます。

私の立場上、所属組織を踏まえますと、やはり地方と中小企業のいわゆる現場の視点で、外国人政策を考えていきたいと思っております。御承知と思いますけれども、地方中小企業の深刻な人手不足分を踏まえると、外国人への期待は高くなっています。ものはや地方経済、地方産業の維持、企業の事業継続という視点で、外国人材は欠かせない状況になっているということを踏まえると、一方で、その分、受け入れる側の責任も高くなるということも、しっかりと企業側も自覚しなければなりません。さらに、日本の賃金水準や、また活発な労働移動を踏まえますと、地域と企業が外国人に選ばれるように努力していくかなければならない環境なんだということを、しっかりと地域、企業が自覚、認識をすることが必要だと思っております。我々日本商工会議所といったしましては、こうした意識改革や取組の推進をサポートしていきたいと思っております。

その上で、今回報告書に取りまとめていただき内容の中で、改めて2点だけ強調したい点がございます。共生社会の実現についてという方向性について、それを前提にここでは議論をいただいたものと思います。他方で、先ほどからございますとおり、排他主義的な面の意見が出ているという点も現状にあるかと思います。外国人材、また日本企業、それから受け入れ企業ともに、法令遵守というのは当然ですし、違反者に対する処分、

処罰の強化、その抑制に向けた法制度の強化というところが必要であることは承知しておりますけれども、客観的なエビデンスに基づく、実態を踏まえた上での議論を前提に検討いただきて、国民のコンセンサスを得ていただくことが、必要不可欠と思っております。単なる国際比較ですとか、一部の極端な報道につられて、大勢の外国人材、それから地域企業への過度な負担、不利益となるようなことは行うべきではないと思っております。エビデンスに基づくオープンな場での議論に基づく政策決定を、お願いいいたします。

2点目でございます。共生社会の実現に向けてということでは、社会統合プログラムのような議論も冒頭ございました。日本の文化・社会慣行を理解をしていただく、この点について、今回報告書にも改めて記載をいただいたことに、改めて感謝申し上げますが、いわゆる企業だけが行うということではなくて、国、自治体、支援機関による役割分担を明確にして、この役割分担が曖昧になつてはいる、逆に取組支援というところが中途半端になつてしまふのではないかという前提に立ちながら、国主導の下、是非行政の積極的な関与による役割の設定というのを検討いただきたいと思っております。

私からは以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

そのほか、加藤委員、よろしくお願いいいたします。

○加藤委員 すみません、1点だけ、本当に細かなところです。

35ページの一番最後の29行目、赤字で追記いただいたところです。提案としては、「調査・」の3文字を落とした方がいいのではないかなと思いました。理由は、続く36ページの内容が、日本人、外国人双方の態度や意識を把握することも重要というので、態度や意識を調査することも重要と言つていて、その調査では計れない側面があるけれども調査をする必要があるというように読めるかなと思いまして、35ページ目の一番下の「調査・」のところは落としてもいいかなと思います。対応は、座長と事務局の御判断にお任せします。

以上です。

○野口座長 ありがとうございます。御一任いただいたということで、ここも、今一度議論をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいようでしょうか。

話は尽きないなと思つたり、これからエンディングに向けてのお話をしていくのに寂しい気持ちになっていますけれども。

では、ありがとうございました。時間がいい頃合いになってきましたので、本日の議論はここまでとさせていただきたいと存じます。

それでは、これまでの議論をもって、懇談会としての議論、報告書に向けての議論は終了ということになり、この後は報告書の取りまとめの作業に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。既に座長と事務局にというお話を、宿題を頂いていますので、そこも含め、若干の字句修正とか、あと今の三文字をどうするといったような最終的な修正につきましては、私に一任とさせていただきたいと考えておりますが、これも差し

支えございませんでしょうか。

ありがとうございます。

次に、本懇談会の報告書については、法務大臣に提出をするということになっておりますが、その段取りにつきましても、私に御一任としていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように運ばせていただきたいと存じます。

なお、法務大臣への御報告に当たっては、説明の便宜の観点から、追って、事務局において報告書概要の1枚紙を作成してもらい、報告書本体とともに、私から法務大臣に報告を行うということを予定しています。概要の資料や、また提出の日時等の詳細が定まりましたら、事務局から委員の皆様に事前に御案内をさせていただきます。

最後に、今後の予定につきましても、後ほど事務局から御案内をいただきますが、本日は、報告書作成に向けた議論はこれで一区切りということになり、その意味において、本懇談会の重要な締めくくりの会ということになりました。委員の皆様におかれましては、昨年12月26日から本日まで、およそ約1年間にわたり精力的に御議論をいただきましたこと、座長として心より御礼申し上げます。

出入国在留管理庁におかれでは、今後第二次出入国在留管理基本計画の策定作業に入られるということになると思いますが、その際には、本懇談会における議論をまとめた本報告書を適切に御参照いただけますよう、本懇談会の委員全員を代表して、ここにお願い申し上げます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、出入国在留管理庁の丸山長官から御挨拶をいただきます。丸山長官、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○丸山長官 出入国在留管理庁長官の丸山でございます。

野口座長を始め、出入国在留管理政策懇談会委員の皆様におかれましては、昨年12月から約1年間にわたり、出入国在留管理行政全般について御議論いただきました。皆様、御多忙の折にもかかわらず御対応いただきまして、誠にありがとうございました。

これまでに、地方出入国在留管理官署の視察を含めて、計10回の会合を重ねていただきましたが、どの会合におきましても非常に幅広い観点から御知見を賜り、報告書を取りまとめていただいたことを深く感謝申し上げます。また、本日の会合も含め、各会合で委員の皆様から、随所におきまして大変重要な御意見を頂きました。今後の出入国在留管理行政にとって大変重要な御示唆として受け止めております。

昨今、出入国在留管理行政を取り巻く状況が目まぐるしく変化しており、現存する課題だけでなく、さらに新たな課題が出現し、迅速かつ的確な対応を必要とされる場面も予想されます。また、それに応じて、今後当庁に求められる役割、期待と責任も一層大きくなっていくのではないかと考えております。現在直面している喫緊の課題だけでなく、今後新たに生じる課題につきましても、適宜適切に対応していくべく、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、よりよい出入国在留管理行政の実現に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

出入国在留管理政策懇談会としては、報告書の取りまとめを一つの節目とさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、今後とも引き続き、当庁に対し御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

誠にありがとうございました。

○野口座長 ありがとうございました。

それでは最後に、菱田政策課長から今後の予定等についての御説明をお願いします。

○菱田政策課長 承知しました。

報告書につきましては、先ほど座長から御説明がございましたとおり、本日の御議論を踏まえまして、座長からの御指示を受けて若干の修正作業を行います。その上で、12月中を目途に、野口座長から法務大臣に報告書を御提出いただく予定です。日時等につきましては、定まり次第、報告書の最終セット版の送付と併せて御連絡を差し上げる予定です。念のためお手持ちの資料等のお取扱いには、引き続き御留意いただきますよう、改めましてお願い申し上げます。

また、先ほど座長、長官からございましたとおり、本懇談会の報告書も踏まえまして、出入国在留管理庁において第二次となる出入国在留管理基本計画の策定作業を開始いたします。策定時期は令和8年3月頃を予定しております。

本懇談会の今後の予定でございますが、基本計画が策定されました後に一度お集まりいただきまして、その内容の御報告と、基本計画を踏まえた今後の課題等について、また御意見等を賜れればと考えております。こちらにつきましては、開催のめどが立った段階で、事務局から日程調整等の連絡をさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、事務局からもこれまでの座長を始め、委員の皆様方の御尽力、御協力に対しまして、心より御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

○野口座長 ありがとうございました。

この間約1年間、我々の議論をサポートしてくださり、そしてお導きくださった事務局の皆様には、懇談会の代表として、心より御礼申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

### 3 閉 会

○野口座長 それでは、これをもちまして出入国在留管理政策懇談会第10回会合を終了いたします。

どうもありがとうございました。

—了—